

## 介護保険における地方分権について

### 1 地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）

平成 23 年 5 月 2 日 第 1 次一括法公布  
 平成 23 年 8 月 30 日 第 2 次一括法公布  
 平成 25 年 6 月 14 日 第 3 次一括法公布

#### （1）趣旨

地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、自治体の自由度を拡大するという観点で、社会福祉施設等の設置管理基準（従業者、設備、運営等の基準）を自治体の条例で定めるよう制度改正が行われた。H26. 10. 23 の公布をもってすべての介護サービスの条例化が完了した。

#### （2）条例化対象の基準省令及びサービス

根拠法令	条例化する基準省令	対象サービス
老人福祉法	①特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	①特別養護老人ホーム
	②養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	②養護老人ホーム
介護保険法	③指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	③居宅サービス
	④指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	④予防居宅サービス
	⑤指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	⑤介護老人福祉施設
	⑥介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	⑥介護老人保健施設
	⑦指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	⑦介護療養型医療施設
	⑧指定居宅介護支援の人員及び運営に関する基準（※）	⑧居宅介護支援（※）
社会福祉法	⑨介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	⑨介護医療院
	⑩軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準条例	⑩軽費老人ホーム

※指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等は、市町村において条例化

### 2 医療介護総合確保推進法（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）

平成26年6月25日 医療介護総合確保推進法公布

【H27年4月1日施行】介護予防訪問介護・介護予防通所介護の地域支援事業への移行

【H28年4月1日施行】地域密着型通所介護の創設（小規模通所介護の移行）

【H30年4月1日施行】居宅介護支援事業所の指定権限を市町村へ移譲

#### （1）趣旨

住み慣れた地域での医療介護の充実を図る医療介護総合確保推進法が公布され、地域包括ケアシステム構築のため介護保険法が一部改正された。この改正により、指定居宅サービス等の事業所運営基準を定める省令が改正され、当該省令を参酌等して定めることとされる当該基準に係る県条例の改正を行った。

## (2) 主な県条例改正の内容等

### ①平成 27 年 4 月 1 日施行の改正

- ・ 予防給付（訪問介護、通所介護）の市町村地域支援事業への移行に伴い規定を削除
- ・ 通所介護の宿泊サービス（お泊りデイサービス）を実施する場合に、知事への届出を義務付け
- ・ 短期入所生活介護で、緊急時に居室以外の静養室の利用を可能とする旨を規定

### ②平成 28 年 4 月 1 日施行の改正

- ・ 利用定員 18 人以下の小規模通所介護が、市町村の指定する地域密着型通所介護に移行することに伴い、療養通所介護の規定を削除
- ・ 介護保険法第 8 条第 17 項に「地域密着型通所介護」が創設されることに伴う項ずれの改正

### ③平成 30 年 4 月 1 日施行の改正

- ・ 居宅介護支援の市町村への移行に伴う改正。「指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例」について、平成 30 年 3 月 31 日限り失効。

## 3 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

平成29年6月2日 公布

【H29年8月1日施行】介護納付金への総報酬割の導入

【H30年4月1日施行】介護医療院の創設等

【H30年8月1日施行】2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする

### (1) 趣旨

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることを目的として介護保険法及び基準省令が改正・創設され、当該省令を参酌等して定めることとされる当該基準に係る条例の改正を行った。

### (2) 主な条例改正の内容等

#### ①平成 30 年 4 月 1 日施行の改正等

【新設】介護医療院の施設の基準に関する条例

【改正】指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例 等

#### ②平成 31 年 4 月 1 日施行の改正

【改正】介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（条例名等改正）

指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例 等

※ 法施行日から1年以内は厚生労働省令で定める基準を都道府県の条例で定められた基準とみなす経過措置あり

## 4 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正

令和3年4月1日 公布

### (1) 趣旨

感染症や災害への対応力強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保、等を目的として、国の基準省令が改正され、当該省令を参酌等して定めることとされる当該基準に係る条例の改正を行った。

### (2) 主な条例改正の内容等

令和3年4月1日施行の改正

【条例】指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例 等

【内容】全介護サービス事業者を対象に以下の点を義務付ける。

- ・感染症や非常災害が発生した場合の業務継続に向けた計画の策定等
- ・感染症が発生又はまん延防止に向けた委員会の開催等
- ・虐待の発生又はその再発防止に向けた委員会の開催等

#### 4 主な条例制定内容等

必要な条例		根拠	施行	主な独自基準等
居宅サービス	訪問介護 訪問看護 通所介護 通所リハビリ 短期入所 ほか	第1次一括法	H25.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情、事故に関する記録の保存期間を2年から5年に延長（全サービス）</li> <li>※短期入所系・特定施設入居者生活介護については、身体拘束に関する記録を含む。</li> <li>・設備の内装等に木材を利用（通所・短期入所等）＜努力規定＞</li> <li>・食事に県産の農畜産物を利用（短期入所）＜努力規定＞</li> </ul>
施設サービス	介護老人保健施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	第1次一括法	H25.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室定員は原則1人とするが、知事が必要と認めた場合は2人以上4人以下とすることが可能（特養）</li> <li>・苦情、事故及び身体拘束に関する記録の保存期間を2年から5年に延長（全サービス）</li> <li>・設備の内装等に木材を利用（全サービス）＜努力規定＞</li> <li>・食事に県産の農畜産物を利用（全サービス）＜努力規定＞</li> </ul>
介護医療院		地域包括ケアシステム強化法	H31.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情、事故及び身体拘束に関する記録の保存期間を2年から5年に延長</li> <li>・設備の内装等に木材を利用＜努力規定＞</li> <li>・食事に県産の農畜産物を利用＜努力規定＞</li> </ul>
居宅サービス	共生型訪問介護 共生型通所介護 共生型短期入所生活介護	地域包括ケアシステム強化法	H31.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情、事故に関する記録の保存期間を2年から5年に延長（全サービス）</li> <li>※共生型短期入所生活介護については、身体拘束に関する記録を含む。</li> <li>・設備の内装等に木材を利用（通所、短期入所）＜努力規定＞</li> <li>・食事に県産の農畜産物を利用（短期入所）＜努力規定＞</li> </ul>